平成２９年（フ）第６０４号
仙台市青葉区高松３丁目３番25号　ホワイトハウス101、従前の住所青森市合浦１丁目５番３号
債務者　秋田そのか
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３３号
宮城県多賀城市笠神１丁目７番35号
債務者　高橋　順一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７７号
仙台市青葉区落合１丁目13番16号
債務者　長江　　忠
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
仙台市宮城野区燕沢２丁目28番２―104号
債務者　伊藤満里子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
茨城県水戸市けやき台１丁目３番地　県営けやき台アパート５棟302号
債務者　髙野　奈苗
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７１号
茨城県水戸市城東１丁目７番22号　ｇｒａｎｄｅ弥栄203号、前住所茨城県ひたちなか市大字堀口94番地　エクセル堀口206号
債務者　郡司　光子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７５号
茨城県久慈郡大子町大字大子661番地
債務者　渡邊　　奥
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７７号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿1102番地３
債務者　蛭田　真理（旧姓髙谷）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８０号
茨城県水戸市石川３丁目4121番地の９　ワルツブルースカイ201号
債務者　飛田有紀子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５１号
茨城県鹿嶋市大字小山1033番地115
債務者　田所　健治
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第２５４号
静岡県富士市松岡1217番地の２　レオパレスカーサドマーニⅠ―108号
債務者　影島　佑紀
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５０号
三重県名張市すずらん台西３番町40番地
債務者　阪本　研治
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７９０号
京都市山科区東野南井ノ上町16番地12　コーポ仲102号
債務者　篠﨑　秀夫
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８８号
京都市南区東九条南松ノ木町40番地９
債務者　中川　健太
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
京都府京都市南区八条源町28番地、従前の住所兵庫県赤穂市細野町14番地レオパレス輝102
債務者　村上　　瞳
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９３号
兵庫県姫路市南駅前町16番地グリーンハイツ南駅前1005号室、従前の住所大阪府東大阪市衣摺６丁目４番42号　２―２号室
債務者　有賀　広司
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４００号
兵庫県姫路市手柄５番地４
債務者　山口　順子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部